

## Web活用型岐阜県内企業情報発信事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、県内中小企業者等の人材確保と大学生等の県内就職の促進を図るため、県内中小企業者等が自社を紹介する動画を作成する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「県内中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者（第2号から第13号までに掲げる者にあつては、当該者の主たる事業について、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく分類に応じ、常時使用する従業員の人数又は出資の総額が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する人数又は出資の総額以下のものに限る。）であつて、県内に本社又は事業所等を有し、県内を勤務地とする正規職員の採用を行うもの（個人事業主を除く。）をいう。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に掲げる事業協同組合、同条第2号に掲げる信用協同組合及び同条第3号に掲げる協同組合連合会
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第7号に掲げる協業組合
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (5) 医療法人
- (6) 学校法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人
- (9) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (10) 森林組合及び森林組合連合会
- (11) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び信用農業協同組合連合会
- (12) 生活協同組合及び生活協同組合連合会
- (13) 信用金庫

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす県内中小企業者等とする。

- (1) 自社Webサイトを有する者であること。
- (2) 県税に係る未納の徴収金がないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む法人
- (2) 消費者向け貸金業又はこれに類する営業を営む法人

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (6) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (7) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (8) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (10) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人
- (12) 法令に違反している法人
- (13) 前各号に掲げる者のほか、補助事業者とすることが適当でないと知事が認める法人

（補助対象事業等）

第 5 条 補助対象事業及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、国若しくは他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合又は補助金の交付の申請をする日の属する年度の前年度にこの補助金の交付を受けて動画を作成した場合は、交付の対象としないものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額以内の額（1 補助事業者当たり 30 万円を限度とする。）とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金交付申請書の様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第 1 号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 補助金交付申請書の提出期限は、外部事業者との委託契約の締結日の 7 日前とする。

5 この補助金の交付は、各補助対象事業につき 1 回を限度とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 県が別途動画掲載用のWebサイトを用意した場合は、同サイトへの掲載をあらかじめ承諾すること。

2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
- (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
- (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第5号様式による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月10日のいずれか早い日とする。
- 5 前項の「補助対象事業の完了の日」とは、動画が納品された日又は補助対象経費を支払った日のいずれか遅い日とする。

(補助金の交付時期等)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(採用の状況報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度及びその翌年度の採用状況について、各年度の翌年度の4月30日までに別記第8号様式により知事に報告しなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第15条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日以後に交付の申請があった補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費
<p>Web用企業紹介動画作成事業            自社Webサイトで自社の魅力を発信するために行う紹介動画（1本に限る。）の作成</p> <p><b>【作成する動画の条件】</b></p> <p>ア 新規学卒者、第二新卒、中途採用を問わず、人材採用を目的として作成するものであること。</p> <p>イ 企業名、所在地を紹介するほか、次の内容を基本として構成するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者のメッセージ（経営理念、求める人材等）</li> <li>・若手社員等の働く姿やメッセージ</li> <li>・職場の雰囲気</li> <li>・代表的な製品や事業内容</li> </ul> <p>ウ 動画の規格・品質は、次を基準とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間 3～5分程度</li> <li>・アスペクト比 16:9</li> <li>・解像度 1,080p(1,920×1,080)</li> </ul> <p>エ 自社Webサイトで公開するためのものであること。</p>	<p>外部事業者への委託費（補助対象事業の完了の日の属する年度の2月28日までに支払ったものに限る。）</p> <p>※動画の作成を委託する外部事業者に支払う費用に限るものとし、企画構成費及びWebへの掲載費用を含む。</p> <p>※外部事業者は、県内に本社又は事業所等を有する者に限る。</p>